

## お知らせ

### 自宅にお風呂のない 高齢者への入浴券交付

対70歳以上のひとり暮らし、または高齢者世帯(世帯員が65歳以上)で、自宅にお風呂がない方  
※経過措置として、2015年6月～2016年5月に入浴券の交付対象であった方は、引き続き対象となります。

※利用できる公衆浴場は大蔵湯(木曾町)、金森湯(金森)です。

日6月1日～2018年5月31日  
※申請した月から2018年5月分までをまとめて交付します。

申本人確認書類(健康保険証等)と印鑑をお持ちのうえ、直接高齢者福祉課(市庁舎1階)へ(申し込みは、入浴券使用者本人に限る)。

※認定要件に変更があった方と、初めて申請された方については、自宅にお風呂がないことを確認するため、調査員が訪問します。

問高齢者福祉課☎724・2141

### 受け付けます 就学相談会

町田市障がい児就学相談委員会による相談会(9月～12月に実施予定)の受け付けを行います。

ご都合のよい時間帯に直接会場へおいで下さい。いずれの日も都合が悪い場合は、教育センターへご連絡下さい。

※母子健康手帳・愛の手帳・身体障害

者手帳のある方はお持ち下さい。受け付けの際は保護者の方と面談を行います。受け付けには30分～1時間程度かかります。

対2018年4月に小学校に就学する、特別な支援を必要とするお子さんの保護者

日7月6日(木)、7日(金)、10日(月)、12日(水)、18日(火)、21日(金)、26日(水)、8月2日(水)、いずれも午前9時～11時30分、午後1時30分～4時

場教育センター1号館2階研修室

【事前説明会を開催します】

参加は任意です。直接会場へおいで下さい。

対特別な支援を必要とする、小学校に就学する前のお子さんとその保護者(2018年4月に小学校就学予定の方に限りません)

日6月21日(水)午前10時～正午

場教育センター1号館4階大会議室

内就学相談会の内容・流れ、就学先の学級の種類などの説明

定100人程度(先着順)

※中学校進学についての相談は、在学の小学校を通じて受け付けます。また、私立小学校等に在学し、都立特別支援学校または町田市立中学校の特別支援学級へ進学をお考えの方は、教育センター就学相談担当へお問い合わせ下さい。

問教育センター☎793・3057

### 人権擁護委員による

### 特設相談

6月1日の「人権擁護委員の日」にちなんで、特設相談を行います。人権上の問題や、毎日の生活で困り事が

ある方はお気軽にご相談下さい。

日6月2日(金)、午前9時30分～11時30分、午後1時30分～3時30分(要予約)

場市民相談室(市庁舎1階)

申電話で市民相談室(☎724・2102)へ。

### 実施します

### 2017年度慰霊巡拝

南方地域の旧主要戦域となった陸上及び遺骨収集の望めない海上や、旧ソ連地域における抑留中死亡者の埋葬地等を中心に、戦没者を慰霊します。厚生労働省の主催で実施する巡拝です。

対慰霊巡拝を行う戦域の戦没者の遺族で、原則80歳以下の健康な方(初参加者優先)

※派遣先によっては別途条件があります。

実施地域ハバロフスク地方、イルクーツク州、クラスノヤルスク地方、沿海地方、中国東北地方、東部ニューギニア、インドネシア、硫黄島、トラック諸島、フィリピン、マーシャル・ギルバート諸島

※詳細は、東京都福祉保健局生活福祉部計画課課援護給係(☎03・5320・4076)へお問い合わせ下さい。

問福祉総務課☎724・2537

## 催し・講座

### 秋野菜からゆっくり始める 農業体験農園

体験農園は種まき、苗の植付けか

ら収穫まで、一連の農作業を体験できる農園で、農家の指導を受けながら安心して野菜づくりを楽しめます。農具や種・苗等の準備も不要で、初心者でもプロ並みの野菜が作れます。

今回、秋野菜から始めるコースの利用者を募集します。夏季の作業が少ないので、無理なくゆっくり農ある暮らしを始めてみませんか。

対自家用車を使わず農園まで来ることができる方

利用期間7月～2018年1月

※初回講習会を6月30日～7月2日のうち、参加できる日に1回行います。

場本町田・河原農園(本町田2124)

内ネギ、人参、キャベツ、ブロッコリー、白菜、ほうれん草、大根等の野菜作り

定10区画(申し込み順)

費2万1000円

申「体験農園応募」の旨と、住所・氏名・電話番号・FAX番号を明示し、6月10日までに電話またはFAXで同農園(☎FAX722・1776)へ。

問農業振興課☎724・2166

### 国際版画美術館

### 講座受講生作品展

昨年度実施した創作講座の受講生と講師による、リトグラフや木版画の展示会です。

※直接会場へおいで下さい。

日5月30日(火)～6月4日(日)、いずれも午前10時～午後5時(初日は午後1時30分から、最終日は午後4時まで)

場同館市民展示室B

問同館☎726・2889

## 5月30日はごみゼロデー 2017年度 美化キャンペーン

問環境保全課☎724・2711

市では、毎年5月30日のごみゼロデーを中心に美化キャンペーンを推進しています。

今年は、5月30日(火)に町田駅周辺で、その地域の方々と散乱ごみ一斉清掃を実施します。

皆さんも、この機会に自宅周辺の定期的な清掃活動など、地域の環境美化にご協力をお願いします。

### 【清掃活動にご協力下さる方へ】

清掃活動で集めるごみは、公共の場所に散乱したポイ捨てごみに限り

ます。拾い集めたごみは、自宅で「資源とごみの出し方」に従って分別し、通常のごみ出し方でお出し下さい。

燃やせるごみ・燃やせないごみは、有料の指定収集ごみ袋を使わずに、ボランティア袋をご利用下さい。袋には必ず「ボランティア袋カード」に記載の登録番号を記入して下さい。※ボランティア袋の利用には、3R推進課(☎797・7111)や各市民センター等で事前の登録が必要です。※ボランティア袋に入らない大きなごみは対象外です。

※市道に放置された自転車は木曾自転車等保管場所(☎791・4366)へ、その他の大きなごみは、道路管理課(☎724・4245)へ、お問い合わせ下さい。

## 受講者募集～ひとり親家庭等 子どもの生活・学習支援事業

学習支援を通じて、基礎学力の定着、自学の促進を行うとともに、家庭環境の改善や幅広い社会性の定着を促します。

対ひとり親家庭=次のすべてを満たす方 ①市内在住のひとり親家庭の子どもで、かつ、小学4年生～中学2年生②生活保護法による保護を受けていない世帯③児童扶養手当法による手当を全額受給している世帯④生活困窮者自立支援法第6条第4号に規定されている学習支援を受けていない世帯、養育家庭=市内在住の養育家庭に預けられた子どもで、かつ、小学4～6年生

日7月から

※受講決定者に別途通知します。

場集合型=生涯学習センター、派遣型=受講者の自宅(町田市内に限る)

定集合型20人、派遣型5人(いずれも抽選)

申申請書(子ども家庭支援センター[市庁舎2階]、各市民センター、町田・南町田・鶴川の各駅前連絡所、木曾山崎・玉川学園の各コミュニティセンターで配布、町田市子育てサイトでダウンロードも可)に必要事項を記入し、5月17日～31日(消印有効)に、直接または郵送で子ども家庭支援センターへ。

問同センター☎724・4419

## 町田市成人健康診査・がん検診等の自己負担金免除基準・方法が変わりました

問健康推進課☎725・5178

市では、市民の方を対象に、成人健康診査、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診、前立腺がん検診、胃がんリスク検診(ABC検診)、肝炎ウイルス検診を実施しています。2017年度から受診時の自己負担金免除の基準について、「年齢による一律免除」から「所得の状況に応じた免除」に変わりました(胃がんリスク検診[\*1]及び肝炎ウイルス検診を除く)。

また、自己負担金の免除を受けるには、受診時に証書(下表参照)の提示が必要になります。

町田市成人健康診査受診券をお持ちの方	受診券の各種健(検)診の自己負担額欄が「無料」の方は、受診券を医療機関で提示して下さい[*2]。受診券送付時期は4月～9月生まれの方が5月下旬、10月～3月生まれの方が6月下旬になります。		*1 胃がんリスク検診は②・③の方及び2018年3月31日時点で、40歳以上で5の倍数年齢(40歳、45歳…)の方のみ免除になります。 *2 成人健康診査受診券の自己負担額欄の判定は、課税情報等を既に反映したものを表示しています。「無料」の記載のない方は、免除要件に該当しないため、申請をしても免除となりません。 *3 自己負担金免除申請手続きの詳細については、町田市ホームページや、各市民センター等に設置している案内チラシをご覧ください。
町田市成人健康診査受診券をお持ちでない方(受診券が届く前にがん検診等の受診を希望される方を含む)	①2016年度住民税非課税世帯の方	事前に申請手続きが必要です[*3]。「免除」の記載のある「自己負担金免除申請審査結果通知書」を医療機関で提示して下さい。	
	②生活保護受給者	「保護受給証明書」を医療機関で提示して下さい。	
	③中国残留邦人等支援給付受給者	「中国残留邦人等支援給付受給証明書」を医療機関で提示して下さい。	